

製薬協コード・オブ・プラクティスの概要

日本製薬工業協会
コード・コンプライアンス推進委員会

1. 本年度の製薬協コード・オブ・プラクティス「コード理解促進月間」について

製薬協は、医療用医薬品の適正使用のため、1993年に「医療用医薬品プロモーションコード」（以下、プロモーションコード）を制定し、会員会社による適正なプロモーション活動の推進の一環として、2001年より「プロモーションコード理解促進月間」を設定し、プロモーションコードの製薬協内外への認知向上に努めてまいりました。2013年にはプロモーションコードを発展させた「製薬協コード・オブ・プラクティス」（以下、製薬協コード）を施行し、従来の「プロモーションコード理解促進月間」を『コード・オブ・プラクティス「コード理解促進月間」』と改称して実施してまいりました。

本年度の「コード理解促進月間」は、『企業活動適正化のための点検の実施』をテーマとし、会員会社が一体となって製薬協コードの遵守徹底に向けて社内点検に取り組んでいくことといたしました。各会員会社の部門・職場毎に、企業活動の適正化に向けた独自の具体的な項目を設定し、その項目を遵守徹底するための点検を実施いただきます。また、本年度のポスターには、部門・職場毎に独自の具体的な項目を記載する部分を設け、社内に掲示することで、活動の点検を推進する一助といたしました。

対外的には、製薬協のこうした取り組みを、製薬協ホームページ、製薬協ニューズレター等を通じて紹介してまいります。

2. 製薬協コード・オブ・プラクティスの概要

製薬協コードは、1993年に制定したプロモーションコードを発展させて、2013年1月に制定し4月より実施している業界の自主規範です。従来のプロモーションコードは、医療関係者、医療機関等に対するプロモーション活動が対象だったのに対し、製薬協コードは会員会社の役員、従業員が研究者、医療関係者、患者団体、卸売業者等に対して行う様々な企業活動全般が対象となっています。また、プロモーションに関する世界的な規範である「医薬品のプロモーションに関するWHO倫理基準」や「IFPMAコード・オブ・プラクティス（IFPMAコード）」にも準拠しています。

製薬協コードは第一編から第四編で構成され、第一編では「製薬企業としての基本的責務」、「経営トップの責務」、「試験・研究活動」、「情報発信活動」、「患者団体との協働」、「卸売業者との関係」ならびに「国外における活動」の企業活動について規定し、従来のプロモーションコードは第二編に位置付けられています。

本年も、会員会社のすべての役員・従業員の製薬協コードに対する理解を継続して向上させるとともに、対外的にも情報発信をいっそう充実させ、社会の信頼に応え続けることのできる製薬産業を目指す所存でございます。

—本件に関する問い合わせ先—

日本製薬工業協会 広報部 TEL 03-3241-0326